

那塩課第193号  
令和7(2025)年12月1日

特別徴収義務者様

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

令和8年度(令和7年分)給与支払報告書の提出について(依頼)

日頃から本市の税務行政に御協力いただきありがとうございます。

さて、地方税法第317条の6に基づき、令和8(2026)年1月1日現在、栃木県那須塩原市に住民票のある給与等を支払っている者の給与支払報告書を下記のとおり提出してください。

記

1 提出方法 ※(1)～(3)のいずれかの方法で提出してください。

- (1) 地方税の電子窓口「e L T A X (エルタックス)」による提出
- (2) 光ディスクを用いて提出
- (3) 紙の給与支払報告書を用いて提出

※税務署へ提出する支払調書等の電子提出が義務化された事業所は、市への給与支払報告書も(1)e L T A X又は(2)光ディスクのどちらかの方法で提出してください。

2 提出期限及び提出先

提出期限:令和8(2026)年2月2日(月)

提出先:〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2  
那須塩原市総務部課税課市民税係

3 注意事項

- ・令和7年分年末調整における改正点等については、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」を確認してください。
- ・給与支払報告書は、住民税の徴収方法(特別徴収・普通徴収)ごとに区分し、それぞれ総括表及び切替理由書を付けて提出してください。裏面の「切替理由書の提出方法」を必ず確認してください。

※ 切替理由の記載がない場合は、特別徴収となります。

〔<給与支払報告書に関する問合せ先>  
〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2  
那須塩原市総務部課税課市民税係  
TEL:0287-62-7121 / FAX:0287-62-7221  
窓口及び電話受付時間 午前9時から午後4時まで〕